落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年５月９日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構広島支部契約担当役支部長　柴原　俊行

（広島県広島市中区光南５－２－65）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　617　◎所在地番号　34

①75　②令和７～８年度広島職業能力開発促進センター施設内清掃業務　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 2. 27　⑥太平ビルサービス株式会社（東京都新宿区西新宿６－22－１）　⑦18,612,000円　⑧ 6. 12. 25　⑪総合評価

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年５月９日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター院長　平賀　博明

（北海道札幌市白石区菊水４条２－３－54）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　01

①78　②感染性廃棄物収集運搬及び処理業務　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 2. 28　⑥福興産業㈱苫小牧支店　北海道苫小牧市柳町１丁目１番地12　⑦122,866,700円　⑧ 6. 12. 23　⑪最低価格

①22、34　②放射線治療システム保守業務（Varian社製CLINAC-iX）　③購入等　④随意　⑤ 7. 3. 21　⑥㈱バリアンメディカルシステムズ営業本部アカウント営業部　東京都品川区大崎１丁目11番１号　⑦79,477,200円　⑧ 7. 2. 21　⑨ｂ「技術的理由による競争の不存在」

落　札　者　等　の　公　示

次のとおり落札者等について公示します。

令和７年５月９日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長　松下　幸生

（神奈川県横須賀市野比５－３－１）

［掲載順序］

①品目分類番号　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日又は公示日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　14

①26　②基準寝具賃貸借　一式　③購入等　④一般　⑤ 7. 3. 18　⑥㈱柴橋商会　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目11番地５　⑦23,253,230円　⑧ 7. 1. 23　⑪最低価格

報　告

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び平成24年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

令和７年５月９日

首都高速道路株式会社

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

首都高速道路株式会社の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める準則の一部を改正する準則

首都高速道路株式会社の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める準則（平成17年準則第21号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項「契約責任者は、特定調達契約につき一般競争、指名競争又は企画競争に付そうとするときは、その入札執行期日又は見積執行期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札又は見積りの公告又は公示において、その後の契約に係る入札又は見積りの公告又は公示において24日以上40日未満の入札期間又は見積期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告又は公示しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を10日間までに短縮することができる。」を「契約責任者は、特定調達契約につき一般競争、指名競争又は企画競争に付そうとするときは、その入札執行期日又は見積執行期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告又は公示しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一　特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「競争公告」という。）を行う日の前日から起算して１年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合　10日

イ　調達の内容

ロ　入札期日として予定する日付

ハ　調達に関心を有する者は、契約を担当する社員に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

ニ　第11条に規定する文書を交付する場所

ホ　次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二　特定調達契約の締結までに急を要する場合　10日

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　40日から、５日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ　競争公告を官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第５条の規定により発行される官報により行う場合

ロ　第11条に規定する文書の交付（競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四　特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ　前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。）　13日

ロ　前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合　10日」に改める。

第５条第２項を削除する。

附則

この準則は、令和７年４月１日から施行する。